

サービス業生産性向上・販路開拓支援事業 Q&A

番号	質問	回答
○ 申請要件について		
1	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が申請要件になりますか。	売上減少は申請要件ではありません。
2	令和3年度「サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業」及び令和4年度、令和5年度「サービス業販路開拓・生産性向上支援事業」で補助金の交付を受けた事業者は申請できますか。	令和3年度「サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業」及び令和4年度、令和5年度「サービス業販路開拓・生産性向上支援事業」で補助金の交付を受けた事業とは別の事業であれば、申請できます。 応募申請用紙に過去3年間の国又は県の補助事業の有無にチェックを入れ、補助事業名・テーマ名を記載ください。
3	卸小売業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのでしょうか。	総務省が定める日本標準産業分類「大分類I卸売業,小売業」に該当する業務を営む企業を指します。 「大分類I卸売業,小売業」とは「原則として、有体的商品を購入して販売する事業所」とされており、販売業務に付随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理も本分類に含まれます。詳細は総務省ホームページをご確認ください。 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)
4	飲食業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのでしょうか。	総務省が定める日本標準産業分類「大分類M宿泊業,飲食サービス業」の「飲食サービス業」に該当する業務を営む企業を指します。 「飲食サービス業」とは「主として客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業者並びに、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事務所及び客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業所」とされています。ここでいう調理とは、形状、性質を変える加熱、切断、調整（成型、味付）をいい、単に再加熱するだけのものは含みません。また百貨店、遊園地などの一区画を占めて飲食サービス業が営まれている場合、それが独立の事業所であれば本分類に含まれます。詳細は総務省ホームページをご確認ください。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf)
5	宿泊業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのか。	総務省の日本標準産業分類を参考にしてください。 下記PDFファイルの大分類F以降33ページ以降の書類をご確認ください。 中分類コードは2桁の数字を申請書類にご記入ください。（例 中分類33 電気業）【総務省ホームページ】（ https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02touka_tsu01_03000044.html ）

6	上記の業種以外に本事業の対象となる業種はありますか。	<p>総務省の日本標準産業分類の大分類F～Rの業種が対象となります。該当する業種については専用ホームページとパンフレットの補助対象者の欄に記載してあります。</p> <p>また総務省のホームページ※からも確認することができます。</p> <p>※ 総務省 日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)</p>
7	主たる業種が、サービス業でない場合、本事業の対象となりますか。	主たる業種がサービス業でなくても、サービス業を営み、それに対する補助対象経費があれば申し込み可能です。
8	個人事業主は本事業の対象となりますか。	対象となります。
9	創業したばかりでも本事業の対象となりますか。	創業して間もない場合でも、本事業の要件を満たせば対象となります。なお、開業に必要な資金（機械・備品の導入費用等）とみなされる経費など、新たな販路開拓や生産性向上を行うための経費に当たらないものは、補助対象外ですのでご注意ください。
10	県外に本社があり、事業所は県内にあるが補助対象になりますか。	本事業は県内に本店又は本社のある中小企業を対象としており、県外に本店又は本社のある企業等は対象外です。
11	'本店又は本社等'の定義を教えてください。	<p>「本店」とは、登記事項証明書に記載された所在地にある事業所を指し、「本社」とは、本店所在地以外にある事業所であって事実上の本社機能を有する事業所を指します。</p> <p>また、「本社機能」とは、他の場所に同一経営の支所等（支店や支社）があって、それらの全てを統括する機能を指します。</p> <p>なお、事業協同組合のように、「本店」や「本社」にあたるものと「主たる事務所」と定める者もあるため、「本店」や「本社」にあたるものと「本店」や「本社」以外の表現をする者についても補助対象者として含むことができるよう「等」と標記しています。</p>
12	'みなしだ企業'は、補助対象になりますか。	<p>「みなしだ企業」は補助対象外です。</p> <p>「みなしだ企業」とは、以下のいずれかに該当する者です。</p> <p>(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>(エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)～(ウ)に該当する中小企業者が所有している中小企業</p> <p>(オ) (ア)～(エ)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者</p>

○ 補助対象経費等について	
13	既に発注している経費は補助事業の対象になりますか。
14	倉庫等の構築物は補助対象経費になりますか。
15	工事費は補助対象経費となりますか。
16	タブレット等の機器は補助対象経費となりますか。
17	コンサルタント料は補助対象経費となりますか。なる場合はどのように金額を経費として計上すれば良いでしょうか。

18	研修費は補助対象経費となりますか。	<p>事業遂行のために必要な研修に係る経費については、補助対象経費となります。研修費を補助対象経費として計上する場合は、実績報告の際、業務報告書（指導や研修の内容が分かる記録、写真などを含む）を提出してください。</p> <p>※接遇やマナー研修等は、対象外です。</p>
19	機械装置等のリースは補助対象経費となりますか。なる場合はどのように金額を経費として計上すれば良いでしょうか。	<p>補助対象経費となります。リースの場合は補助事業実施期間に契約されたものであって、同期間内に支払われたものが対象です。（按分計算が必要になります。）</p> <p>※ 事業実施期間に実施されたものでも、事業実施期間内に支払いのない場合は、対象外。</p> <p>(例)</p> <p>機械リース期間 1年間—100,000円 事業計画書のスケジュールで機械導入が令和6年9月～R7年2月（事業実施期間6ヶ月）と見受けられる場合 $100,000 \div 6 / 12 = 50,000$ 50,000円のみが補助対象経費となります。</p>
20	振込手数料等の手数料は補助対象経費となりますか。	振込手数料、代引手数料は補助対象となりません。
21	商品券やプリペイドカードで購入した物品も対象となりますか。	対象となりません。口座振込、申請者のクレジットカード又は現金で購入したものが対象となります。なお、ポイントでの支払いも対象となりませんので、ご注意ください。
22	従業員が立て替えた取引については、どのような証拠書類が必要ですか。	<p>やむを得ず申請者以外の口座から支出（立て替え）を行った場合は、従業員に会社が立替金分を精算したことがわかる以下の例のような書類を併せて提出してください。</p> <p>なお、会社が従業員に精算した日が、取引における経費を支払った日となります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社宛に従業員が発行した「物品購入立て替え分の精算として」等と記載された領収書（現金で支払う場合） ・立て替え分の記載のある従業員の給与明細書のコピー（給与とあわせて振り込む場合） <p><注>従業員が個人のクレジットカードで支払いを行った場合は、補助対象期間中に、当該クレジットカード払いにかかる引き落しがあり、かつ、補助対象期間中に、補助事業者との間で立て替えの精算が行われることの両方が必要です。</p>
23	設備の更新は補助対象経費となりますか。	<p>単なる設備更新は、対象となりません。</p> <p>更なる高性能の設備に更新する場合等で、生産性の向上等が図られることが認められる場合は、対象となります。</p>

24	パンフレットを作成した場合、全額補助対象経費となりますか。	受払簿等を作成・提出いただくことにより、令和7年2月14日（金）までに使用したものが補助対象となります。ただし、あらかじめ事務局の承認を受けた場合は、令和7年2月28日（金）までとなります。社内における備蓄分等の未使用分の経費については、補助対象外となります。
25	混合型の補助上限は倍の300万円となりますか。	混合型は生産性向上型と販路開拓型との取組と同様に補助上限は150万円です。
26	中古品は、補助対象経費に該当しますか。	中古品の購入にあたっては2者以上の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品について見積り（見積書、価格表等）の取得が必要です。
27	旅費を補助対象経費に計上する場合の注意点を教えてください。	補助事業に関して直接的に必要不可欠な業務に係る旅費以外（通常の営業活動や視察に要する経費とみなされるもの等）は補助対象となりません。また、補助事業者の旅費規程に定める場合であっても、補助対象となる経費がありますので、ご注意ください。 <u>※電車運賃の指定席料金は補助対象経費。</u>
28	親会社やグループ企業（以下「親会社等」という。）へ支出する経費は、補助対象となりますか。	親会社等が子会社の議決権の50%超を有している場合、当該子会社は親会社等と同一法人とみなします。よって、親会社等へ支出する経費は、補助対象外となります。
29	新紙幣対応のため新たなレジを導入したいのですが、補助対象となりますか。	新紙幣対応のみを目的としたレジや券売機等の買い替えは、補助対象外となります。

○ 応募申請手續等について	
30	応募申請書はどこで手に入るのでしょうか。 専用ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は事務局までお問い合わせください。 サービス業生産性向上・販路開拓支援事業費補助金のご案内HP (https://kagoshima-pref-service-support.jp/) (事務局電話：099-272-9695)
31	応募申請方法を教えてください。 専用ホームページ上の申請または事務局への郵送にて申請してください。 ホームページ上で申請する場合は、申請フォームに提出書類を添付してください（別途、郵送する必要はありません）。 事務局に郵送する場合は、下記の宛先に追跡可能な方法（簡易書留やレターパック等）で郵送ください。 <宛先> 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 サービス業生産性向上・販路開拓支援事業事務局行
32	提出書類に確定申告書、貸借対照表、損益計算書とありますが、直近の決算書の写しで良いでしょうか。 【法人の場合】 <u>確定申告書別表の写し、決算書（貸借対照表・損益計算書等）の写し</u> 【個人事業主】 <u>確定申告書第一表の写し、決算書（貸借対照表・損益計算書等）の写し</u> を添えて提出してください。 また、確定申告が白色申告の場合は、 <u>貸借対照表と損益計算書のかわりに、収支内訳書の写し</u> を提出してください。 なお、創業して間もない事業者は、 <u>直近の財務状況が確認できる書類（会計帳簿等）</u> をご提出ください。
33	応募申請書に応募申請金額の妥当性が分かる書類とありますが、押印されたものが必要でしょうか。また、原本を提出しなければならないのでしょうか。 見積書等の押印は省略されていても問題ございません。また、見積書等は原本ではなく、写しをご提出ください。
34	「県税の未納がないことの証明書」はどこで発行できますか。 ※交付候補者となり、交付申請の際必要となりますので、応募申請時は必要ありません。 発行窓口については鹿児島県の公式ホームページからご確認ください。 【県ホームページ】 https://www.pref.kagoshima.jp/ <ホーム>分類から探す>くらし・環境>税金>申請の手続き案内>県税の納税証明書
35	産業分類の中分類のコードは何を入力すればよいですか。 総務省の日本標準産業分類を参考にしてください。 下記PDFファイルの大分類F以降33ページ以降の書類をご確認ください。 中分類コードは2桁の数字を申請書類にご記入ください。 (例 中分類 3 3 電気業) 【総務省ホームページ】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf

36	他の補助金との併用はできますか。	国又は県の補助事業で、同一テーマで採択となった場合、どちらも併用はできませんので、どちらか一方になります。応募申請時に記入項目がありますので、申請中、採択見込み時期を記載してください。
----	------------------	--

37	交付決定を受けた事業を中止した場合はどうすればいいでしょうか。	中止（廃止）承認申請書を提出する必要があります。
38	応募申請の結果はいつ頃分かりますか。また、どのような手段で通知されるのでしょうか。	応募申請内容は事務局で審査し、補助金交付候補者を選定します。審査結果は、1次募集に申請いただいた場合は7月中旬頃、2次募集に申請いただいた場合は9月中旬頃に結果を郵送により通知する予定としています。 補助金交付候補者となった事業者の方は、別途「補助金交付申請」をしていただく必要があります。
39	応募申請の結果、補助金交付候補者に決定した旨、通知がありました。今後どのような手続きが必要ですか。 また、交付申請書類はいつまでに提出すればよいですか。	【必要書類について】 補助金交付候補者となった事業者の方は、別途「補助金交付申請」をしていただく必要があります。 〈補助金交付申請時に必要な書類〉 <ul style="list-style-type: none">・交付申請書・履歴事項全部証明書（個人事業主の場合、身分証明書）・「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書 <p>上記の書類の審査を行い、補助金交付要綱に定める補助事業者の要件を満たしていると認められた場合、補助金交付額を決定します。補助金交付候補者となっても交付申請書類の審査結果により、補助事業者の要件を満たさない場合（県税に未納があることが確認された場合等）は、交付決定を行いませんので、御注意ください。</p> 【提出期限について】 事務局から通知を受けたら、速やかに交付申請手続を実施いただきますようお願いします。交付申請書類の提出期限については、2週間程度を目安としておりますので御了承ください。 期限までに交付申請書類の提出がない場合は、補助金交付候補者としての決定を取り消す場合があります。 なお、事情により期限までに提出できない場合は予め事務局に御連絡ください。 また、提出頂いた交付申請書類に不備等があった場合は、事務局から補正をお願いすることがあります。この場合は書類の再提出日が当初の提出期限を超過しても差し支えありませんが、速やかな対応をお願いします。
40	補助金交付決定後に事業に着手予定ですが、3次募集で応募予定です。特に注意を要する点などありますか。	3次募集の場合、事業実施期間が短くなりますので、その点を踏まえた上で、事業計画等を作成、ご提出ください。 なお、1、2次募集で不採択となった場合も、事業計画を再検討し、3次募集にご応募いただくことができます。
41	申請から事業完了までの流れを教えてください。	申請から事業完了まで流れについては、募集要項の別紙3をご参照ください。

○ その他	
42	事業をどのように進めれば良いか、アドバイスを受けることはできますか。
43	「パートナーシップ構築宣言」の登録企業は加点措置があるようですが、どのような制度ですか。
44	応募申請書の提出後に 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業となりました。加点の対象となりますか。
45	補助事業完了後の提出書類について、教えてください。